

## 改訂のあらまし

【図書名等】 **衛生管理者の実務**  
 コード No. 23290 第 6 版 定価 2,484 円（本体 2,300 円+税）  
 460 ページ→492 ページ。

【発行日】 平成 30 年 9 月 3 日

## 【改訂のあらまし】

改訂のあらまし	該当頁
平成 27 年 11 月第 5 版発行以降の法令改正、最新の統計数値に対応した修正、能力向上教育指針カリキュラムに沿った整備、新規テーマの掲載、災害事例の追加等を行った。 主な改訂箇所は次のとおり。	
<b>前 付</b> ・衛生管理者能力向上教育(初任時)(定期又は随時)カリキュラムを掲載した	12-13
<b>序 章 労働衛生管理の現況</b> ・業務上疾病等の現況の統計数値を最新のものに更新した。	16-22
<b>第 1 編 労働衛生管理の機能と構造</b> ・各編の扉に「本編で学ぶ主な事項」を掲載した。 23-317 ・第 1 章の 2 に「(5)記録、報告、届出等」を掲載した。 36-37 ・第 1 章の 4 に、ISO45001 に関する紹介の行を加えた。 39 ・第 6 章の 2 の(2)に、「5)労働災害管理統計」を掲載した。 93-94	
<b>第 2 編 作業環境管理</b> ・第 1 章の表 2-1(作業環境測定を行うべき作業場)を更新した。 97 ・第 1 章の表 2-7(管理濃度)を更新した。 104-105	
<b>第 3 編 作業管理</b> ・第 1 章の表 3-2(作業管理(1))を更新した。 132-133 ・第 3 章の表 3-5(労働衛生保護具の日本工業規格)を更新した。 142 ・第 3 章の 3 に、「(3)化学防護手袋の選択、使用等に係る留意点」を加えた。 146-148	
<b>第 4 編 健康管理</b> ・第 2 章の 2 中で紹介している条文を更新した。 162-163 ・第 4 章の 1 の統計数値を最新のものに更新した。 183-184 ・第 4 章の図 4-9(ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ)を更新した。 190 ・第 4 章の 3 の(4)の個人情報の取扱いに関する通達を更新した。 200 ・第 6 章の 4 に、健康増進法の改正に関する紹介の行を加えた。 216 ・「第 7 章 救急処置」を加えた。 219-224 ・「第 8 章 治療と職業生活の両立支援」を加えた。 225-230	
<b>第 5 編 労働衛生教育</b> 特段なし	

<b>第6編 主要な労働衛生対策</b>	
・第1章の1の(2)の内容を更新した。	245
・第1章の図6-1(危険有害性を表す絵表示)をGHS改訂7版の内容に更新した。	248
・第1章の2、4中の通知対象物数等を更新した。	249、251
・第2章の1の(2)に石綿則改正の紹介の行を加えた。	260
・第2章の2で「第9次粉じん障害防止総合対策」を掲載した。	262-268
・第2章の図6-5(年別酸素欠乏症発生状況)を更新した。	272
・第4章の1に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」紹介の行を加えた。	300-301
・第4章の2の2)で「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を掲載した。	301-302
・第5章の3中の統計数値を最新のものに更新した。	307
<b>第7編 実務研究</b>	
特段なし	
<b>第8編 災害事例及び関係法令</b>	
・第1章の14の事例の「呼吸用保護具の種類」を更新した。	353
・第1章に「15. 高齢者通所介護施設におけるトイレ介助の際、腰痛を発生」を追加した。	354-355
・第1章に「参考判例 精神障害発症例」を追加した。	356-357
・第2章に「1. 法令の基礎知識」を加えた。	358-359
・第2章の「3. 労働安全衛生法(抄)」に、第25条の2、第57条の4、第57条の5、を加え、第28条、第28条の2、第57条、第57条の2、第57条の3、第66条、第66条の10、第104条を更新した。	360-384
・第2章の「3. 労働安全衛生法(抄)」に、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による労働安全衛生法の改正」紹介の行を加えた。	384
<b>資料</b>	
・資料1(化学物質による健康障害を防止するための指針)の内容を更新した。	386-393
・資料6(健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針)を全面的に更新した。	423-429
・資料10(化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針)の内容を更新した。	447-450
・資料11(事業場における労働者の健康保持増進のための指針(抄))を全面的に更新した。	451-457
・資料12(労働者の心の健康の保持増進のための指針(抄))を全面的に更新した。	458-469
・資料13(心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(抄))を全面的に更新した。	470-475